

## 人事行政の運営状況について（平成18年度）

職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

### 1 任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員数の状況

##### ア 部局別職員数（平成18年4月1日現在）

区分 部局	職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
	平成17年	平成18年		
市長事務部局	541	531	10	事務統廃合
議会事務局	7	7	-	
監査委員事務局	3	3	-	
選挙管理委員会事務局	(3)	(3)	(-)	
教育委員会	143	142	1	事務統廃合
公平委員会事務局	(2)	(2)	(-)	
農業委員会事務局	1(2)	1(2)	-	
水道企業	34	30	4	事務統廃合
消防本部	106	106	-	
合計	[1,038] 835	820	15	

( ) 書きは、市長事務部局と兼務の人数で、市長事務部局の職員数に含まれています。

[1,038] は、条例定数です。

##### イ 一般行政職の級別職員数（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
代表的な職務	主事 技師 その他	主事 技師 その他	主事 技師 その他	係長 主査 主任	課長 補佐	参事 課長	部長		
職員数（人）	24	30	93	99	45	34	8	333	
構成比 （%）	18年	7.2	9.0	27.9	29.7	13.5	10.2	2.4	100
	17年	6.8	8.5	28.3	31.3	13.6	9.4	2.1	100
	16年	7.0	9.0	27.9	31.7	13.1	9.3	2.0	100

職員数は、保育士、幼稚園教諭、消防職員及び現業職員等を除いた一般行政職の級別職員数です。

##### ウ 年齢別職員数（平成18年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	38	40	83	98	105	72	83	90	102	104	0	820

(2) 採用及び退職の状況(平成17年度)

部局	区分	採用 (人)	離職(人)						失職	合計
			退職				免職			
			定年	勸奨	普通	死亡	分限	懲戒		
市長事務局		15	7	11	5	1	-	-	-	24
議会事務局		-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員事務局		-	-	2	-	-	-	-	-	2
選挙管理委員会事務局		-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会		5	3	3	1	-	-	-	-	7
公平委員会事務局		-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局		-	-	-	-	-	-	-	-	-
水道企業		-	2	1	-	-	-	-	-	3
消防本部		4	-	1	2	-	-	-	-	3
合計		24	12	18	8	1	-	-	-	39

2 給与の状況

(1) 事件費の状況(平成17年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 (17年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の 人件費比率
75,081人	229億741万円	1億7,492万円	69億9,570万円	30.5%	29.9%

(2) 給与費の状況(平成18年度普通会計当初予算)

職員数(人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
737人	30.1億円	6.0億円	13.0億円	49.1億円	666万円

(3) 初任給及び経験年数別給料月額(平成18年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数2年	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
伊東市	大学卒	183,800円	198,000円	278,800円	320,300円	364,200円
	高校卒	153,800円	170,200円	235,900円	287,200円	328,500円
国	大学卒	170,200円	183,800円	-	-	-
	高校卒	138,400円	148,000円	-	-	-

一般行政職員の学歴別給料月額です。

経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している年数のことです。

(4) 平均給料、手当額、年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額	扶養手当	地域手当	合計	年齢	
全職員	344,399円	9,679円	21,481円	375,559円	42歳4月	
内 訳	一般行政職	352,915円	10,201円	22,278円	385,394円	42歳11月
	技能労務職	327,899円	12,097円	20,399円	360,395円	42歳5月
	その他の職	342,587円	8,279円	21,139円	372,005円	41歳9月

平成17年4月の本市のラスパイレス指数は100.3で、県内各市の平均は97.9です。

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 毎月の給与支給例(43歳・4人家族)

区分	給料(本俸)	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	支給総額	
内	18年度	372,900円	25,000円	23,874円	12,000円	8,500円	442,274円
	17年度	374,100円	25,500円	27,972円	12,000円	8,500円	448,072円
訳	差	1,200円	500円	4,098円	0円	0円	A 5,798円
区分	市県民税	所得税	共済掛金等	控除総額			
控 除 額	18年度	12,200円	11,980円	48,509円	72,689円		
	17年度	12,200円	11,640円	47,906円	71,746円		
	差	0円	340円	603円	B 943円		
実質給与引上額 A - B = 6,741円							

この表は一般行政職の平均年齢43歳の職員(大卒、直接採用者)が「4人家族(妻と子ども2人を扶養)で川奈駅近くの自宅から車で通勤」と仮定して、6月に支給された給与を示したものです。

共済掛金とは、健康保険と厚生年金、介護保険等の掛金を合わせたものに相当します。

(6) 諸手当の状況

ア 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給総額	2億4,843万円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度)	297,168円	
支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6%	820人	1%

支給率については、平成18年10月1日から5%となっています。

イ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給総額（17年度）		1,380万円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度）		38,568円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		40.2%	
手当の種類（手当数）（18年度）		12手当	
主な手当名	主な支給対象職員	支給単価	
救急手当	救急出動し、患者等を搬送した職員 （午前10時から翌日の午前5時まで）	1回につき1人200円 （300円）	
衛生不快手当	清掃工場及び伊東クリーンセンターの業務 従事職員	日勤	1日 150円
		夜勤	1日 700円
税務手当	市税、保険税事務従事者	月額	1,000円
特別救助手当	特別救助隊員	月額	1,500円

ウ 時間外勤務手当

17年度	支給総額	1億5,211万円
	職員1人当たり平均支給年額	181,957円
16年度	支給総額	1億3,459万円
	職員1人当たり平均支給年額	158,342円

エ 扶養手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度）		9,931万円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度）		228,306円
区 分		支給額
配偶者		13,000円
配偶者以外の扶養親族のうち2人までの各1人		6,000円
扶養親族でない配偶者がある場合 そのうち1人		6,500円
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人		11,000円
その他の扶養親族		5,000円
満16歳の年度初めから満23歳の年度末までの子1人につき		5,000円加算

オ 住居手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度）		1億365万円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度）		123,984円
内容及び支給単価	国の制度との差異	国の制度
<b>【借家・借間居住者】</b> 支給対象者 9,000円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 14,000円 2分の1加算限度額 16,000円 最高支給限度額 30,000円 <b>【自宅居住者】</b> 世帯主の場合 8,500円 新築・購入後5年間 1,500円加算あり 職員と同居している職員 3,000円 <b>【その他】</b> 3,000円	異なる	<b>【借家・借間居住者】</b> 支給対象者12,000円を超える家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額 16,000円 最高支給限度額 27,000円 <b>【自宅居住者】</b> 世帯主の場合 2,500円 新築・購入後5年間に限る職員と同居している職員 3,000円

平成18年10月から支給額を一律1,500円引き下げました。

カ 通勤手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度）		1億139万円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度）		121,284円
内容及び支給単価	国の制度との差異	国の制度
<p>【交通機関利用者】 最高支給限度額なし</p> <p>【交通用具使用者】 片道 4km未満 4,000円 片道 4km以上 6km未満 6,000円 片道 6km以上 8km未満 8,000円 片道 8km以上10km未満 10,000円 片道10km以上12km未満 12,000円 片道12km以上14km未満 14,000円 片道14km以上16km未満 16,000円 片道16km以上20km未満 18,000円 片道20km以上25km未満 19,000円 片道25km以上 20,000円</p> <p>通勤用として勤務地付近に駐車場を借りている職員については、8,000円を限度に駐車場代金相当額を支給</p>	異なる	<p>【交通機関利用者】 最高支給限度額 55,000円</p> <p>【交通用具使用者】 片道 5km未満 2,000円 片道 5km以上10km未満 4,100円 片道10km以上15km未満 6,500円 片道15km以上20km未満 8,900円 片道20km以上25km未満 11,300円 片道25km以上30km未満 13,700円 片道30km以上35km未満 16,100円 片道35km以上40km未満 18,500円 片道40km以上45km未満 20,900円 片道45km以上50km未満 21,800円 片道50km以上55km未満 22,700円 片道55km以上60km未満 23,600円 片道60km以上 24,500円</p> <p>【併用者（交通機関と交通用具）】 最高支給限度額 55,000円 新幹線等利用者には20,000円を限度に加算あり</p>

キ 管理職手当

伊東市	国	県
【部長職】 給料月額の14%	特別調整額として8%~25%を支給	給料月額の6%~25%を支給
【参事職】 給料月額の12%		
【課長職】 給料月額の10%		
支給総額（17年度） 3,045万円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度）597,187円		

(7) 期末・勤勉手当、退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

	伊東市			国		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	1人当たり平均支給額(17年度)			-		
	178万円					
勤 勉 計		期末	勤勉		期末	勤勉
	6月期	1.4月分	0.725月分	6月期	1.4月分	0.725月分
	12月期 計	1.6月分 3.0月分	0.725月分 1.45月分	12月期 計	1.6月分 3.0月分	0.725月分 1.45月分
手 当	職制上の段階、職務の級等 による加算措置		有	職制上の段階、職務の級等 による加算措置		有
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
退 職 手 当	勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 職責に応じた調整額の加算 なし 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 1人当たりの平均支給額 自己都合・死亡 1,009万円 勸奨・定年 2,829万円			その他の加算措置 職責に応じた調整額の加算 あり 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

退職手当1人当たりの平均支給額は、平成17年度の退職者39人に支給された平均額で、支給率及びその他の加算措置については、平成18年10月1日から国に準じた制度となっています。

(8) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	850,000円(807,000円)	(支給割合)
助役	740,000円(703,000円)	6月期 1.6月分
収入役	680,000円(646,000円)	12月期 1.7月分
議長	435,000円(413,000円)	計 3.3月分
副議長	400,000円(380,000円)	
議員	370,000円(351,000円)	45%加算あり

( )書きは平成18年10月1日からの支給額です。また、市長の給料については、特例減額により平成18年10月から1年間、766,650円となります。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況（一般職員の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
40時間	8時30分	17時15分	12時～12時15分 17時～17時15分	12時15分～13時

保育園・夜間救急医療センター・図書館・消防署等は、変則勤務です。

#### (2) 年次有給休暇の取得状況（平成17年1月1日～平成17年12月31日）

総付与日数（日）	総取得日数（日）	対象職員数（人）	平均取得日数（日）
32,038.6	7,663.3	835	9.2

#### (3) 特別休暇制度の概要（平成18年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等
療養休暇	負傷または疾病のため、医師の証明に基づき療養を要すると認定した場合、必要と認められる期間
産前・産後休暇	産前休暇...出産予定日の8週間前の日から出産の日までの期間 産後休暇...出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇...3日以内 忌引休暇...配偶者...10日、父母・子...7日、兄弟・祖父母等...3日 伯・叔母、曾祖父母等...1日 結婚休暇...10日以内 看護休暇...7日以内
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

#### (4) 育児休業等の取得状況（平成17年度）

区分	育児休業（人）		部分休業（人）	
	男性	女性	男性	女性
市長部局等	-	9	-	-
教育委員会	-	3	-	-
水道企業	-	-	-	-
消防本部	-	-	-	-
計	-	12	-	-

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数(平成17年度)

区分	降任	免職	休職	降級	合計
市長部局等	-	-	4	-	4
教育委員会	-	-	-	-	-
水道企業	-	-	-	-	-
消防本部	-	-	-	-	-
計	-	-	4	-	4

分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分  
で、例えば6ヶ月を超える病気療養等の際に行います。

##### (2) 懲戒処分者数(平成17年度)

懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分  
で、平成17年度に懲戒処分を受けた職員はおりません。

#### 5 服務の状況

職員には、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・政治的行為等の制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・争議行為等の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・営利企業等の従事制限
- ・職務に専念する義務

#### 6 研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 職員研修の実施状況(平成17年度)

事業名	参加人数	事業の概要
派遣研修	16	専門機関での研修により、高度の専門的知識や技能を習得する。
自治大学校 派遣	1	中堅幹部として必要な行政管理の諸問題を習得し、管理者としての資質や意識の向上を図る。
建設研修 センター派遣	1	建設業における諸問題に対処し、事業を円滑かつ適正に実施する能力を身に付ける。
庁内集合研修	165	職域ごとに必要な知識の習得や、業務遂行に必要な問題解決能力の向上、公務員倫理の確立を目指す。
人事交流	1	県庁との交流事業により、県・市間の情報交換を図るとともに、幅広い知識や視野の拡大を図る。
自己啓発支援	26	通信教育等による職員の自主的な研修活動を支援する。

##### (2) 勤務成績の評定の状況(平成17年度)

全職員を対象として、昇給期及び6月、12月に勤務成績評定を行い昇給の可否の決定及び  
勤勉手当の成績率に反映されている。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 定期健康診断の実施状況(平成17年度)

一般検診 (35歳未満)	対象人員	247
	受診人員	181
	受診率	73.3%
一般検診 (35歳以上)	対象人員	588
	受診人員	344
	受診率	58.5%

### (2) 公務災害等の認定状況等(平成17年度)

区分		市長部局等	教育委員会	水道企業	消防本部	計
認	公務災害	10	1	0	3	14
	通勤災害	2	0	0	0	2
定	計(件)	12	1	0	3	16

### (3) その他主な福利厚生事業の概要(平成17年度)

【被服の貸与】 2,494千円

・職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、現業的業務に従事する職員等に対して作業衣等を貸与した。

【互助会の運営】 17,225千円

互助会給付事業助成費

## 8 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

### (1) 定員適正化計画(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	平成17年4月1日現在の一般行政職員495人を平成22年4月1日現在451人とする。(44人、8.89%の減)
平成17年4月1日	平成22年3月31日	

### (2) 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

全部門における職員数を、平成17年4月1日現在835人を52人、6.23%減じて783人とする。

### (3) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(平成8年からの職員数の推移)

部門	区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
一般行政	職員数A	577	581	581	579	561	545	535	526	508	495
	対前年増減数	6	4	0	2	18	16	10	9	18	13
特別行政	職員数C	278	276	274	266	262	255	250	249	248	249
	対前年増減数	1	2	2	8	4	7	5	1	1	1
公営企業等	職員数D	113	114	114	108	107	110	97	96	94	91
	対前年増減数	1	1	0	6	1	3	13	1	2	3
合計	職員数A+B+C	968	971	969	953	930	910	882	871	850	835
	対前年増減数	8	3	2	16	23	20	28	11	21	15

### (一般行政部門における定員適正化の進捗状況)

部門	区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
一般行政	職員数A	577	581	581	579	561	545	535	526	508	495
	対前年増減数	6	4	0	2	18	16	10	9	18	13
定員適正化計画	職員数B	574	575	573	566	576	574	570	566	564	495
	達成状況(A-B)	3	6	8	13	15	29	35	40	56	0

平成12年の定員適正化計画の職員数が、前年と比較して10人増となった要因は、国体の開催、病院事業課の新設等の業務増によるものです。

## 9 公平委員会の業務の状況

### ア 勤務条件に関する措置の要求状況(平成17年度)

該当なし

### イ 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成17年度)

該当なし